

(個 別 事 項)

1 支援費制度の着実な実施について

支援費制度が施行されて、1年を迎え、施行前に比べ特に居宅サービスについては、当初の予想を上回る伸びを示すなど、障害者の地域生活の推進に対し、大きな一歩を踏み出したところである。

引き続き、16年度以降においても、厳しい財政状況の中ではあるが必要なサービス量を確保するとともに、サービスの質の担保を図るなど、同制度の推進を図っていききたいと考えている。

一方、制度を実施していく中で、利用者、関係団体、地方自治体等から、制度の実施運営を行う上での課題や意見等も寄せられており、より良い制度として実効あるものにしていくためにも、制度施行後1年間の事業の内容を検証を行い、より公平・公正な制度運営を図ることが重要であると考えている。

(1) 16年度における支援費予算の確保について

支援費制度に関する16年度予算(案)については、施行2年次目となる制度の円滑な施行を図るため所要額を計上することとし、総額で347,306百万円(対前年度26,039百万円増)となっており、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費ともに公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うこととしている。

このうち、在宅サービスに係る居宅生活支援費については、障害者の地域生活支援の推進を図る観点から、厳しい財政状況の下ではあるが、平年度化分の確保はもとより、新障害者プランの一部前倒しを含めて概算要求額の満額確保を図り、居宅生活支援費総額で60,188百万円(対前年度8,600百万円増)の予算の確保を図ったところである。

特に、障害者の地域生活支援の中核となるホームヘルプサービス及び知的障害者グループホームについては、概算要求額を超える予算の確保を図ったところであるが、これは、居宅生活支援費の概算要求額の総額の範囲で、各事業ごとの利用実態を反映させた予算配分を行うという工夫により、実現したものであり、政府全体としては、大変厳しい予算編成の中で、極めて例外の大幅な伸びを確保したところである。

	(15年度予算)	(16年度要求)	(16年度予算案)
ホームヘルプサービス	27,767百万円	32,666百万円(17.6%増)	34,154百万円(23.0%増)
知的障害者グループホーム	6,755百万円	8,213百万円(21.6%増)	8,612百万円(27.5%増)
(参考) 国(一般歳出)	475,922億円	508,152億円(6.8%増)	476,320億円(0.1%増)
厚生労働省	193,787億円	202,154億円(4.3%増)	201,910億円(4.2%増)

(2) 施設訓練等支援費の改善事項等について

① 施設訓練等支援費の改善事項

施設訓練等支援費については、16年度予算(案)において、287,118百万円を計上しており、15年度予算に対して、17,439百万円の増額を図ったところである。

施設訓練等支援費基準額全般について、公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うほか、個別の改善事項として、在宅の重度重複障害者の地域生活を支援する観点から、重度重複障害者加算について、16年度からは、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に加算対象を拡大することとしている。(加算額については、入所者の場合の3分の1とすることを予定。)

また、施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、入院期間と同様に、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更することとしている。

なお、当該取扱いの変更については、追って告示改正等を行う予定である。

【外泊期間の取扱いの変更(案)】

1 内容

- ① 施設が入所者の外泊を認めた場合の費用の算定は、外泊期間の初日及び最終日を除いて、支援費基準の100分の80の額とする。
- ② 外泊期間(初日及び最終日を除く。)については、利用者負担を算定しないものとする。

2 留意事項

- ① 施設が外泊を認める場合は、入所者の意向を踏まえ、家族とも連絡調整の上、入所者の生活の質の向上に資するときであること。
- ② 施設が外泊を認める場合は、当該入所者の施設支援計画に記載すること。
- ③ 外泊期間中であっても、支援費が算定されていることを踏まえて、必要に応じて利用者及び家族等への助言などを行うこと。
- ④ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、家族等と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。
- ⑤ 施設訓練等支援費明細書において、外泊回数及び外泊日数については、入院回数及び入院日数にそれぞれ含めて請求すること。

② その他

ア 利用者本位のサービスの提供について

本年度から施行された支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであ

ることから、各施設においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

以下、指定基準に盛り込まれている施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成等については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各施設の実践を踏まえつつ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあってはならない。特に、コミュニケーションに制限のある施設利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で、会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することが必要である。

さらに、指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。支援計画の作成や実施にあたっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、利用者本位のサービス提供のためには、各事業者において、職員の資質の向上を図るため、研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

イ 授産施設の相互利用

授産施設の相互利用については、予算の円滑な執行が図られるよう、16年度については、国庫補助協議をいただくことを考えているのでご留意いただきたい。

なお、相互利用制度利用（希望）者のうち、重複障害者や継続的な制度利用者で心身の状況の変化があった者については、支援費制度の利用の可否を判断するよう市町村に周知願いたい。

(3) 居宅生活支援費の改善事項等について

① 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

ア 障害者（児）のためのホームヘルプサービスは、地域生活を支える重要な事業であることから、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしているが、16年度予算（案）においては、この計画の前倒しを行い、3,280人分増の予算を計上したところである。

このホームヘルプサービスについては、当初の予想を上回るサービスの利用があり、これは、支援費制度施行後、新たにサービスの利用を始めた知的障害者や障害児が多かったほか、全身性障害者の一人当たりの利用時間が伸びたことなどが要因と考えられる。今後もサービスの利用が伸びていく可能性があることに鑑み、それに対応できる様々な仕組みの導入や工夫が必要と考えている。どのような工夫等が可能であるかについては、今般、お示ししたところであるが、これらに加えさらに何が必要かについて関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えている。

イ 居宅介護従業者養成研修

居宅介護等事業については、利用が伸びており、その業務の担い手としての質の高い従業者を養成し、確保することが重要であると認識している。

このため、指定居宅介護事業所においても積極的に居宅介護従業者養成研修事業者としての指定を受け、養成研修を実施することにより良質なヘルパーを確保することが求められる。しかしながら、一部の指定居宅介護事業所からは、研修事業の指定が都道府県等からなかなかおこない、あるいは指定されないとの声が寄せられており、居宅介護従業者確保の観点から、基準に該当する事業者に対しては、できる限り速やかに指定が行われるよう当該指定の事務の簡素化など弾力的な対応により、円滑な事務処理について十分ご配慮をお願いしたい。

また、日常生活支援や移動介護について、研修を受講した従業者が不足しているという声が寄せられていることから、都道府県等においては、従業者の養成及び確保に積極的に取り組まれない。

ウ 居宅介護等事業に関する国庫補助基準

居宅介護等事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみてより公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があることから、国庫補助基準を策定したところである。本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではないことについては、従前からの説明のとおりであるので、ご留意願いたい。

今後、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会において、本基準の見直しの必要性について検証し、議論されることとなっている。この検討状況については、厚生労働省のホームページ

ージ等を通じて、適宜、情報提供する予定である。

② 障害者（児）の短期入所（ショートステイ）事業

本事業については、地域のニーズを踏まえた基盤整備を図ることが重要であり、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）において、身体障害者については、1,697床分、知的障害者・障害児については、2,734床分の予算を計上したところである。

また、16年度から、身体障害者、知的障害者及び障害児が身近な場所での宿泊を伴う指定短期入所の利用を可能とする目的から、入所施設に併設しない単独型事業所における短期入所事業の実施を可能とすることとしたところであり、この設備等に関する基準の取扱いについては、追ってお示しすることとしている。

なお、この設備等に関する基準の取扱いを満たすことにより、通所施設においても宿泊を伴う短期入所事業の実施を可能とするものである。

③ 障害者（児）のデイサービス事業

障害者（児）のデイサービスについては、日中活動の場等の確保を図ることや、通園の方法により日常生活の基本動作のための訓練や集団生活への適応のための訓練を実施する重要な事業であり、新障害者プランに基づき計画的に整備を図っている。16年度予算（案）において、身体障害者デイサービスについては、1,000か所、知的障害者デイサービスについては、301か所、児童デイサービスについては、10,002人分の予算を計上したところである。

また、身体障害者及び知的障害者のデイサービス支援費の16年度基準額については、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、16年度から「4時間未満の場合」、「4時間以上6時間未満の場合」、「6時間以上の場合」の3区分に見直しを行うこととしている。

④ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業

地域で自立して生活することを希望する知的障害者に対して、グループホームにおける支援を行うことは重要であると考えており、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）においては、16,036人分（対前年度2,200人分増）の予算を計上したところである。

このグループホームについては、支援費制度施行後、利用希望者が増えたことや、区分1の適用を受ける者の割合が大幅に増加したことも踏まえ、16年度においては、何らかの事業運営上の工夫等を講じなければ、新たな入居希望者に対する国庫補助には対応できない状況である。どのような工夫等が可能であるかについては、関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えているので御理解願いたい。

⑤ 利用段階における障害の特性に応じた支援

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機

能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するに当たり、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、もしくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付又はサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ

イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用

などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に取り組まれるよう周知願いたい。

(4) 支援費制度の円滑化・適正化等の支援等について

① 支援費経営実態調査

支援費基準は各々のサービスの通常要する費用の額を勘案して設定することとされているが、今回、現行の支援費基準について検討を行い必要な見直しを図るための基礎資料を得ることを目的として、支援費対象事業を実施している居宅サービス事業所や施設に対して、その経営実態についての調査を行うこととしたものである。

(16, 17年度2か年計画)

16年度予算(案)においては、調査票の作成、予備調査の実施等に係る経費を計上している。

② 支援費制度の円滑化・適正化等への支援

都道府県及び市町村における支援費支給決定の円滑化・適正化等に対する支援を引き続き実施することとしており、16年度予算(案)においても、障害程度区分決定検討会議の開催やコミュニケーション支援に係る経費等に対して補助を行うことにしている。

【引き続き実施する予定のもの】

都道府県事業

ア 支援費制度運用向上委員会の開催

イ その他支援費制度施行のために必要な事業

市町村事業

- ア 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等
- イ 支給決定等における盲ろう重複者等に対するコミュニケーション支援のための通訳者の体制確保
- ウ その他の支援費制度施行のために必要な事業

また、新たに、都道府県が医師や心理判定員等の専門家チームを編成し、管内市町村を定期的に巡回し、支給決定に係る相談、適切な支給決定を行うための助言指導を実施する「支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業」についても、補助対象とすることとしている。

なお、これらの事業については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」のメニュー事業として統合し実施するものである。

(参考)

支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業

(実施主体) 都道府県

(巡回による助言指導の例)

- ①障害程度区分の決定の状況に関する情報提供
- ②障害程度区分の決定に係る留意点など、専門的知識・技術の提供
- ③障害程度区分の決定の困難ケースなどの個別事例に対する助言指導
- ④障害程度区分の決定に関わる関係機関、関係施設等の調整

(5) 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

本検討会は、学識経験者、障害当事者、サービス提供者、地方自治体といった関係者の参画の下、支援費制度が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策について、昨年5月以降検討を進め、本年2月までに15回の議論を行っている。この内容については、厚生労働省のホームページにおいても紹介している。

平成16年に入ってから、それまでの議論も十分に踏まえ、ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方、サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方及びサービス供給を支える基盤の在り方といった論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めている。

本年2月からは、検討会での議論を効率的に行うため、①全身性障害者等長時間介護が必要な者、②視覚障害者・聴覚障害者、③知的障害者・障害児それぞれに関する支援の在り方についての作業班を開催しており、ホームヘルプサービスやグループホームなど、地域生活支援に関する利用者のニーズを踏まえた具体的なサービスの在り方を中心に議論を深め、4月を目途に全体会に報告を行う予定である。

4月以降は、作業班の報告を受けた検討を行うほか、ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性等について、検討を進める予定である。